



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1173	一般競争入札による落札者の決定	(情報基盤課)..... 1
1174	生活保護法による指定医療機関の廃止	(社会福祉課)..... 2
1175	生活保護法による医療機関の指定	(")..... 2
1176	大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興課)..... 2
1177	保安林の指定	(森林整備課)..... 4
1178	保安林の指定施業要件変更予定	(")..... 4
1179	〃	(")..... 4
1180	道路の区域変更	(道路保全課)..... 5
1181	道路の位置の指定	(都市政策課)..... 5

○ 公告

二級河川山田川水系河川整備計画の策定	(河川課)..... 5
--------------------	--------------

告 示

和歌山県告示第1173号

令和6年度第五期統合利用・セキュリティ基盤構築及び賃貸借について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年12月24日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
令和6年度第五期統合利用・セキュリティ基盤構築及び賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県総務部行政企画局情報基盤課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
令和6年12月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
令和6年度NTT・富士通グループ
(代表者) 西日本電信電話株式会社
大阪府大阪市都島区東野田町四丁目15番82号
(構成員) 富士通Japan株式会社
神奈川県川崎市幸区大宮町1番地5
(構成員) 富士通ネットワークソリューションズ株式会社
神奈川県川崎市幸区大宮町1番地5
(構成員) NTT・TCリース株式会社

東京都港区港南一丁目2番70号

- 5 落札金額
1,403,600,000円（うち消費税及び地方消費税の額127,600,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和6年10月15日

和歌山県告示第1174号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和6年12月24日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
有市歯新 2-26	辻本歯科医院	有田市初島町浜1277	令和 6.10.1
新歯新 14-27	船戸歯科医院	新宮市下本町8003	令和 6.10.1
橋医新 74-04	奥村マタニティクリニック	橋本市東家四丁目18-13	令和 6.10.31
有医新 13-26	吉村内科医院	有田郡湯浅町湯浅690	令和 6.11.1

和歌山県告示第1175号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和6年12月24日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
橋医新 77-06	奥村マタニティクリニック	橋本市東家四丁目18-13	令和 6.11.1
日医新 29-06	おくむら在宅クリニック	日高郡日高川町千津川6116-1 ヒルズタウン かわべ	令和 6.12.1

和歌山県告示第1176号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和6年12月24日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ドラッグコスモス和歌山南インター店
和歌山県和歌山市森小手穂字南沖田133番1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和7年8月7日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,359㎡
- 6 駐車場の収容台数
45台
- 7 駐輪場の収容台数
12台
- 8 荷さばき施設の面積
32.0㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
7.3㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後9時50分
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
2か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日
令和6年12月6日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市産業交流局産業部商工振興課 (和歌山市七番丁23番地)
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 令和6年12月24日から令和7年4月24日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1177号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和6年12月24日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林の所在場所 日高郡印南町大字上洞字堂之串205の2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1178号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和6年12月24日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養かん
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1179号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年12月24日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年12月24日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 県道

2 路線名 那智山勝浦線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡那智勝浦町大字市野々字中二ノ瀬2891番1地先から同町大字市野々字中二ノ瀬2884番地先まで	旧	6.90 } 9.33	43.50	
同上	新	10.51 } 12.94	43.50	

和歌山県告示第1181号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和6年12月24日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3679	西牟婁郡上富田町岩田字大坊1500番17の一部	田辺市中芳養186番地の1 株式会社山本建設 代表取締役 山本良次	令和 6.12.9	6.00	49.05

公 告

二級河川山田川水系河川整備計画の策定の公告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、二級河川山田川水系河川整備計画を

定めたので、同条第6項の規定により、和歌山県県土整備部河川下水道局河川課及び有田振興局建設部工務課においてこれを公表する。

令和6年12月24日

和歌山県知事 岸 本 周 平